

広川町下水道事業地方公営企業法適用支援業務に係るプロポーザル公募要領

1 趣旨

広川町下水道事業がすべての住民に対し必要なサービスを将来にわたり安定的に提供すべく、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、地方公営企業法を適用（以下「法適用」という。）する。本業務は、固定資産整理、法適用に伴う事務手続き、条例等の改廃支援及び企業会計システム導入の支援を行う事業者を選定する手続き等を定めるものとします。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 広川町下水道事業地方公営企業法適用支援業務
- (2) 業務内容 別紙1「業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日
- (4) 見積限度額 ¥21,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和3年度見積限度額 3,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和4年度見積限度額 5,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和5年度見積限度額 11,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 業者選定に係る日程

- (1) 質疑受付 令和3年6月1日（火）まで
- (2) 質問の回答予定日 令和3年6月2日（水）
- (3) 参加申込受付 令和3年6月7日（月）
- (4) 参加欠格者通知 令和3年6月8日（火）
- (5) 提案書類提出受付 令和3年6月9日（水）～6月17日（木）必着
- (6) プロポーザル審査委員会 令和3年6月21日（月）～6月25日（金）
のうち1日
- (7) 審査結果通知 審査委員会の翌日以降速やかに行います。

※新型コロナウイルス感染症対策により、上記スケジュールは変更となる可能性がありますのでご了承ください。

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとします。

- (1) 広川町財務規則第148条に定める入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去10年間（平成23年度から令和2年度まで）において、国又は地方公共団体が発注する公営企業法適用に関する業務を受託し完成した実績が3団体以上あること。なお、実績とは本業務と同種業務のことであり、また、下請での実績については認められない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（令和14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（令和11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

5 選考方式

公募型プロポーザル方式とし、参加者が1社の場合でも実施します。

提案書による書類審査選定、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案の内容を総合的に評価し最も優れた提案をした1社を優先交渉事業者とします。

6 プロポーザルへの応募申込み

本プロポーザルへ応募する場合は、応募申請書を提出してください。

- (1) 提出書類：ア 様式1「応募申請書」
 - イ 「4 参加資格要件 (2)」を証明する契約書の写し 3団体以上（契約者名が分かる箇所のみで構わない）
 - ウ 仕様書第8条第6号の資格等を証明する写し
 - エ 契約年度と発注者が分かる「実績一覧（任意様式）」（「4 (2)」に示す期間に限定しない）

オ 会社概要（パンフレットも可）

(2) 提出場所：〒643-0064

和歌山県有田郡広川町大字上中野997番地1

広川町水道事務所

(3) 提出期限：令和3年6月7日（月）まで

(4) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出方法

持参または郵送により上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出してください。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を広川町水道事務所あてに電話にて行ってください。

7 質問

プロポーザルの参加、提案書作成にあたって質問事項がある場合は、質問書（様式4）を提出してください。ただし、口頭による質問は受け付けません。

(1) 提出方法

持参、郵送又はFAXにより受付期限及び受付時間内必着にて提出してください。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を広川町水道事務所あてに電話にて行ってください。

(2) 回答

質問に対する回答は、令和3年6月2日（水）（予定）に広川町ホームページ内にて公開します。

なお、提出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けません。

8 提案書等の提出

別紙2「提案書等作成要領」に基づき、企画提案書及び見積書等の必要書類一式を提出してください。

(1) 提出場所：〒643-0064

和歌山県有田郡広川町大字上中野997番地1

広川町水道事務所

(2) 提出期限：令和3年6月9日（水）～6月17日（木）まで

(3) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参または郵送により上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出してください。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を広川町水道事務所あてに電話にて行ってください。

9 審査方法及び評価基準

(1) 選定方法

広川町が別に定める委員により組織された「広川町公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査を行います。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合があります。

審査委員会では、審査項目（別紙）に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保を十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等のもっとも優れた企画を提案した者を委託候補者として選定します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（審査委員会）

①実施日：令和3年6月21日（月）～6月25日（金）のうち1日

②実施時間：別途通知します。

③実施場所：別途通知します。

④プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間（1社あたり）

プレゼンテーション：30分以内

審査委員会からの質疑：10分程度

⑤注意事項

- ・実施日時及び各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1社あたり5名までとします。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者でご用意ください。ただし、追加資料は認めません。企画提案書等書類の受付期間内に提出した書類（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可。）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に5分以上遅れた場合は、審査対象としません。

- ・指定時間に遅刻（5分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。

(3) 評価要領

別紙3のとおり

(4) 最優秀提案者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案業者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。

応募者が1名のみの場合、審査結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たないときは、事業を実施する場合には再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、最優秀提案者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を広川町ホームページにて委託候補者の名称を公表します。

①最優秀提案者（委託候補者）の名称及び評価点

②次点以下の評価点（提案者名の併記はいたしません。）

審査委員会は非公開とし、審査経過の照会に対する回答は行いません。

10 委託契約について

審査委員会で選定された最優秀提案者を受託候補者とし、条件等を協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは受託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

11 参加に際しての注意事項

(1) 欠格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

①選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

②他の提案者と応募案件の内容又はその意思について相談を行った場合。

③事業選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。

④応募提案書類に虚偽の記載をした場合。

- ⑤募集要項に違反すると認められた場合。
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (2) 無効事由
以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効になります。
 - ①提案期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ②提案限度額を越えた見積額を提示した場合。
- (3) 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- (4) 複数提案の禁止
複数の提案書の提出はできません。
- (5) 提出書類変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。
(軽微なものは除く)
- (6) 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 費用の負担
提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- (8) その他
 - ・参加者は、参加申込の提出をもって、業者選定実施要領等の記載内容に同意したものとします。
 - ・提出された書類は、本件の審査以外には使用しません。

1 2 問い合わせ先

〒643-0064

和歌山県有田郡広川町大字上中野997番地1

広川町水道事務所 (担当: 田中 裕大)

電話 0737-63-5331

FAX 0737-63-5332

メール suidou2@town.hirogawa.wakayama.jp